

北電テクノサービス(株)によるポリ塩化ビフェニル廃棄物無害化処理施設設置の申請書類等を縦覧に供します。

- 1 環境大臣による告示の日
令和2年10月30日(金)
- 2 申請者
富山県富山市牛島町13番15号
北電テクノサービス株式会社 代表取締役 高松 正
- 3 無害化処理施設の設置の場所(中部地方環境事務所管内に限り、既認定分を除く。)
 - ・北陸電力送配電株式会社南金沢変電所
石川県白山市部入道町ホ33番1、53番1、77番及び88番
 - ・北陸電力送配電株式会社江口変電所
富山県魚津市江口字懸場28番、38番、43番及び44番
 - ・北陸電力送配電株式会社伏木変電所
富山県高岡市吉久二丁目2379番、2436番、2451番及び2453番
 - ・北陸電力送配電株式会社新富山変電所
富山県射水市橋下条字笹山27番
 - ・北陸電力送配電株式会社塚原変電所
富山県射水市沖塚原29番1
- 4 無害化処理施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。)の洗浄施設
- 5 無害化処理施設において処理する産業廃棄物
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 6 申請年月日
令和2年9月25日(金)
- 7 申請書等の縦覧場所
 - ・白山市市民生活部環境課

- 石川県白山市倉光二丁目1番地4階
- ・石川県生活環境部資源循環推進課
石川県金沢市鞍月1丁目1番地7階
- ・環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階
- ・環境省中部地方環境事務所資源循環課
愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
- ・富山県生活環境文化部環境政策課
富山県富山市新桜町5番3号 第2富山電気ビルディング
- ・魚津市民生部環境安全課
富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所1階
- ・高岡市市民生活部地域安全課
富山県高岡市広小路7番50号 本庁舎7階
- ・射水市市民生活部環境課
富山県射水市新開発410番地1 射水市役所2階

8 縦覧の期間等

令和2年10月30日（金）から同年11月30日（月）まで

9 意見書の提出

無害化処理施設の設置に関し生活環境保全上の利害関係を有する者は、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができる。

(1) 提出先

環境省中部地方環境事務所資源循環課
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

(2) 提出期限

令和2年12月14日（月）必着

(3) 提出方法

- ア 事務所窓口 午前8時30分から午後5時までに持参すること
- イ 郵送 提出期限内必着
- ウ FAX 052(951)8889

(4) 記載事項（日本語で記載すること。）

- ア 生活環境保全上の見地からの意見
- イ 氏名及び住所
- ウ 利害関係を有する理由